

生	00	01	5 年
(令和13年3月末まで保存)			

人 安 第 3 0 3 6 号

令 和 7 年 1 2 月 2 2 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

継続補導等に関する報告要領について

継続補導（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第8条第2項（同条第5項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合並びに第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行う継続的な補導をいう。）及び少年警察活動規則第2条第9項に規定する要保護少年に関して、「継続補導等に関する報告要領等について」（令和4年4月1日付け生企第11号。以下「旧通達」という。）に定めているところ、報告要領の一部を改正し、別添「継続補導等に関する報告要領」によることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「旧通達」は、本通達の運用開始をもって廃止する。

記

1 主な改正の要点

(1) 継続補導を効果的に実施するための書類送付方法の見直し

少年相談について、警察共通基盤システムにより少年サポートセンター（人身安全対策課）及び各警察署少年相談担当課に参考送付を実施することで、決裁後に写しをメール送信する作業の廃止とスムーズな情報共有・情報集約により、少年相談の報告漏れや支援の遅延等を防止する。

(2) 少年事案処理簿（その2）要保護少年の指揮伺・指揮事項の決裁要領の変更

決裁欄のチェックボックスを廃止し、指揮伺いには各決裁欄に署長及び副署長等が押印することとした。

2 施行期日

令和8年2月1日

※1月中は周知期間とする。

別添

継続補導等に関する報告要領

1 継続補導の報告要領

(1) 警察署長及び少年サポートセンター所長への報告

継続補導（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第8条第2項（同条第5項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合並びに第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、継続補導の対象となる少年（以下「対象少年」という。）ごとに、速やかに少年事案処理簿（別記様式第1号）を作成して警察署長に報告して決裁を受けること。

警察署長の決裁を受けた少年事案処理簿については、その写しを少年サポートセンター所長（警察本部人身安全対策課長）に送付して、継続補導の開始及び担当者について指揮を受けること。

(2) 担当者の指定

少年サポートセンター所長は、継続補導の担当者の指定に当たっては、原則として、少年サポートセンターの職員の中から適任と認められる者を選定するものとする。

(3) 継続対応処理表の作成及び報告

対象少年及び保護者等関係者との連絡、面接、支援等の実施結果については、継続対応処理表（別記様式第2号）を作成して警察署長の決裁を受けた後、その写しを少年サポートセンター所長に送付して報告すること。

なお、少年サポートセンター所長は、少年サポートセンター未設置警察署管内に居住している対象少年の継続補導の実施状況等について、当該警察署長に對し、速やかに共有を図るものとする。

(4) 継続補導の終了

対象少年の目標の達成状況、修学・就労の状況、家庭、学校、交友その他の環境改善の状況等を総合的に勘案し、継続補導を更に継続する必要がないと認められる場合は、対象少年及び保護者にその旨の説明を行い、継続補導を終了するものとし、その結果について、継続対応処理表を作成して警察署長の決裁を受けた後、その写しを少年サポートセンター所長に送付して報告すること。

(5) 指揮伺い

継続補導の実施に当たっては、その開始のほか、次に掲げる事項について、随時、少年事案処理簿（その2）により少年サポートセンター所長に指揮伺いをする。少年サポートセンター所長が不在その他の事由により指揮をすることができないときは、少年サポートセンター副所長（少年対策室長又は少年補導統括官）又は総括補導員（少年対策担当課長補佐）が指揮を代行するものとし、事後速やかに少年サポートセンター所長に報告し、承認を受けるものとする。

ア 継続補導の目標及び方針

イ 対象少年及び保護者等関係者との面接の実施

ウ 対象少年に対する学習支援、就労支援等の実施

エ 対象少年の社会奉仕体験活動、生産体験活動、スポーツ参加活動等への参加

オ 継続補導の終了

カ その他指揮伺いを要すると認められる事項

(6) その他

- ア 特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第2条第2号に規定する特定少年をいう。以下同じ。）の継続補導については、規則第8条第5項により、本人の同意を得た上で実施することとなっている。この場合、対象少年の非行の防止を図る観点から、その両親等に併せて連絡することは差し支えない。
- イ 継続補導を効果的に実施するため、全ての少年事件調査報告書について、警察署長の決裁を受けた後、その写しを速やかに少年サポートセンター所長に送付すること。また、少年相談については警察共通基盤システムにより少年サポートセンター所長（人身安全対策課長）に参考情報として通知すること。
- ウ 継続補導が必要であると認めたものの、保護者又は本人の同意が得られず、継続補導の実施に至らなかった少年に関する報告については、別途指示する。
- エ 青森県警察少年サポートセンター運営要綱（「青森県警察少年サポートセンター運営要綱の制定について」令和4年4月1日付け生企第2号別添）第5の2により、警察署に事案を引き継いだ場合は、当該警察署長の指揮の下、継続補導を実施するものとする。その場合において、当該警察署長は、効果的な継続補導の実施のため、少年サポートセンター所長と緊密に連携すること。

2 要保護少年の報告要領

(1) 警察署長への報告

規則第2条第9号に規定する要保護少年を取り扱った際は、速やかに少年事案処理簿を作成して警察署長に報告すること。

(2) 少年サポートセンター所長への報告

要保護少年については、警察署長の決裁を受けた少年事案処理簿の写しを、少年サポートセンター所長に送付して報告すること。

(3) 継続対応処理表の作成及び報告

要保護少年及び保護者等関係者との連絡、面接等の実施結果、要保護少年の措置について、継続対応処理表を作成して警察署長の決裁を受けた後、その写しを少年サポートセンター所長に送付して報告すること。

(4) 指揮伺い

要保護少年への対応に当たっては、次に掲げる事項について、随時、警察署長に指揮伺いをする。指揮伺い及び指揮事項については、少年事案処理簿（その2）に記載し、指揮伺い後の写しを、(2)及び(3)の少年サポートセンター所長への報告の際に、併せて送付すること。

ア 要保護少年及び保護者等関係者との面接の実施

イ 要保護少年の措置

ウ その他指揮伺いを要すると認められる事項

(5) 取り扱った要保護少年については、必要に応じて、継続補導の実施を検討すること。継続補導を実施することとなった場合の報告要領については、1(1)から(5)と同様とする。この場合において、新たな少年事案処理簿の作成は不要とする。

3 その他

少年事案処理簿（その2）の記載例を添付する。